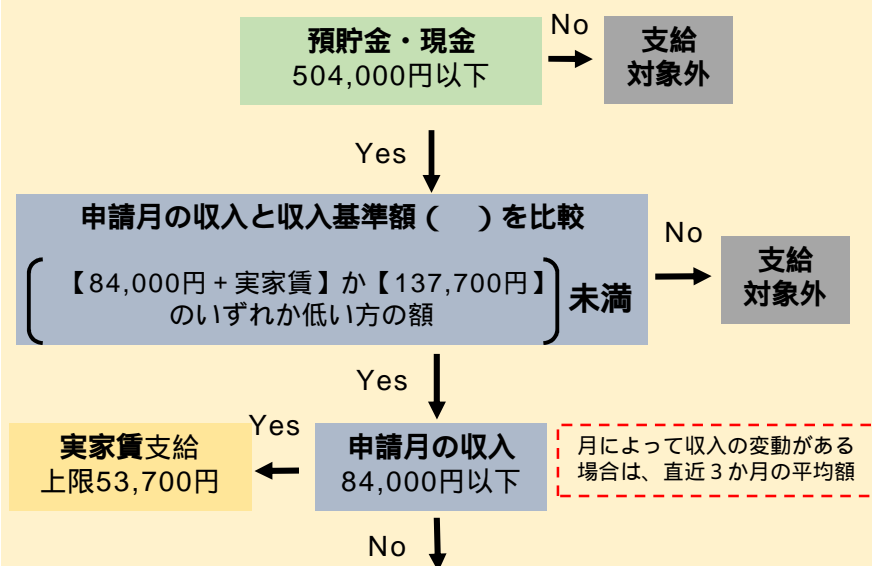


支給額計算例

令和2年7月から計算方法が変更となりました。

単身世帯の場合（基準額84,000円）

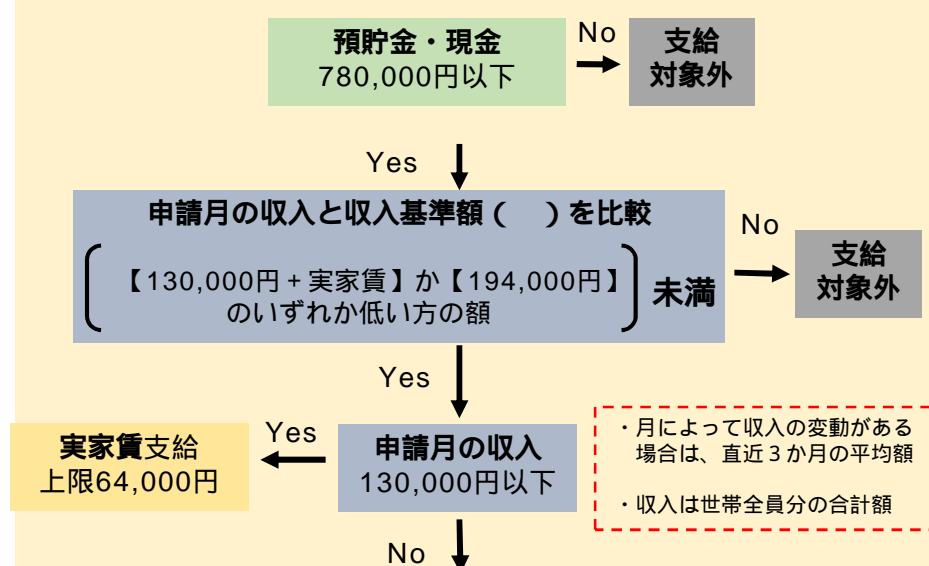


支給額計算例

(例1) 実家賃8万円・申請月の収入10万円の場合
 $84,000 + 80,000 - 100,000 = 64,000$ 円 上限53,700円
(基準額 + 実家賃 - 申請月の収入)

(例2) 実家賃5万円・申請月の収入10万円の場合
 $84,000 + 50,000 - 100,000 = 34,000$ 円
(基準額 + 実家賃 - 申請月の収入)

二世帯の場合（基準額130,000円）



支給額計算例

(例1) 実家賃10万円・申請月の収入15万円の場合
 $130,000 + 100,000 - 150,000 = 80,000$ 円 上限64,000円
(基準額 + 実家賃 - 申請月の収入)

(例2) 実家賃6万円・申請月の収入15万円の場合
 $130,000 + 60,000 - 150,000 = 40,000$ 円
(基準額 + 実家賃 - 申請月の収入)

支給額は、家主等に振り込みます。

実家賃には、共益費・管理費・駐車場代等は含まれません。

就労収入や公的給付（雇用保険の失業給付、児童扶養手当・児童手当等各種手当、公的年金）、親族からの継続的な仕送りは収入として算定されます。給与収入の場合は、社会保険料等控除前の総支給額から通勤手当を除いたもので、手取り額ではありません。

自営業の場合は、売上から経費を引いた額です。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策などに関する「給付金」や「貸付金」は、「収入」や「資産」に含みません。